

緊急時家庭学習用インターネット通信回線の提供業務

仕様書

1 件名

緊急時家庭学習用インターネット通信回線の提供業務

2 履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 業務概要

- ・緊急時に家庭学習等で利用するインターネット通信用SIMカードの提供
- ・SIMカード利用に係る初期設定

4 提供する回線数

800回線

5 使用するモバイルWi-Fi ルーター

- (1) 製造元 富士ソフト株式会社
- (2) 商品名 +F FS030W
- (3) 型番 FS030WMB1

6 回線提供開始日

- ・令和8年4月1日

7 提供する電気通信に係る業務の要件

- ・LTE で接続可能であること。ただし、環境によりLTEでの接続ができない場合は、4G等その他の無線通信で接続可能であること、または、何らかの手段を用いてインターネット接続が可能であること。
- ・本業務におけるデータ通信では、音声通話による通信は行わない。
- ・別紙「料金体系内訳書」に以下に定義する提供価格を記載し、提出すること。(ユニバーサルサービス料等がある場合は提供価格に含めること。)
- ・「料金体系内訳書」に記載の単価を基に月額料金を計算すること。
- ・1回線あたり月間10GBのLTEによるデータ通信が可能であること。また、受注者の都合により10GBを超えた通信を可能とした場合、「料金体系内訳書」に記載の単価を超えた月額料金が発生しないこと。

- ・ 1 か月あたりの通信量が 10GB を超過した場合であっても、低速措置などで通信を確保すること。
- ・ 発注者または受注者が 1 日間のデータ通信量制限を 1GB に設定できること。
- ・ 発注者に対して、通信回線の障害監視、障害受付（電話連絡窓口等）及び修理・回復を行う体制が構築されていること。
- ・ 通信回線の障害発生時において迅速な障害切り分けを行うとともに、速やかに復旧を図ること。なお、障害発生の原因となる因果関係が、発注者のネットワーク設備または受注者の設備のいずれかの特が困難な場合においても、原因究明には協力すること。
- ・ 通信回線の障害発生時及び障害復旧時は、発注者が指定する連絡先へ電話または電子メールで速やかに通知を行うこと。
- ・ 発注者からの障害状況及び対応状況に関する問合せに対し、電話または電子メールで速やかに回答を行うこと。
- ・ 通信回線の障害発生時は、発注者に原因と再発防止策を報告すること。
- ・ 受注者の都合による通信回線設備の工事等により、本業務のデータ通信への影響等の発生が事前に想定される場合は、緊急を要する場合を除いて、当該影響等の発生する 14 日前までに、発注者の指定する連絡先へ電話または電子メールで連絡すること。
- ・ ルーター端末及び SIM カードの紛失が発覚した場合、ただちに利用停止できること。

8 特記事項

(1) 利用想定

本業務は、災害発生や感染症による臨時休校措置等への利用を主としており、実際の利用状況を正確に予測することはできないことに留意すること。1月の通信量の最大を 10GB の LTE によるデータ通信を行うことと想定する。

(2) 追加調達

- ・ 本調達では令和 8 年 4 月 1 日に 800 回線を調達するが、緊急事態により、急遽回線が必要になる場合は、履行期間内であれば新たに 400 回線までは追加調達できること。
- ・ 追加調達に係る費用については、「料金体系内訳書」に記載の月額通信回線の通信料の単価を超えないこと。
- ・ 追加調達する回線において、SIM カードの納入等については、別途担当者と協議を行うこと。

9 SIM カードの納入等について

(1) 納入日

ア 堺市教育センターへ郵送する SIM カード 385 回線

- ・ 令和 8 年 4 月 1 日

イ 各学校へ郵送する SIM カード 415 回線

・令和 8 年 4 月 1 日

(2) 納入場所

ア 堺市教育センターへ郵送する SIM カード 385 回線

・堺市教育センター学校 ICT 化推進室宛に、SIM カード 385 回線を郵送すること。

イ 各学校へ郵送する SIM カード 415 回線

・堺市教育センターが指定する学校（142 校、延べ 415 回線）にそれぞれ SIM カードを郵送すること。SIM カードを納入する住所や SIM カードの枚数については、発注者が受注者決定後に、別途通知する。

(3) SIM カードの納入等について

- ・納入にあたっては、担当者と事前に協議を行うこと。
- ・機器の設定作業を行った後に、正常に一体として最良の状態では機能しない場合は、受注者は原因究明に協力すること。
- ・納入につき問題が生じたときは、担当者の指示に従うこと。

(4) キットについて

- ・納入する SIM カードには、回線を識別できる番号を付番し、当該番号の一覧を併せて提示すること。
- ・堺市教育センターが管理する「整理番号」「端末の IMEI」に加えて「回線に係る情報（電話番号）」等を記載した機器一覧表を作成すること。

(5) 納品やキットに係る費用等について

- ・納入に係る費用やキット等に係る費用は「料金体系内訳書」の初期登録等に係る費用に含めること。なお、納入の際に梱包を解く必要はないが、機器設置時に初期不良が見つかった場合は、メーカーの保証規定に従い、速やかに対応すること。

10 契約金額の支払いについて

- ・初期登録等に係る費用・初期登録等に係る契約金額は、サービス利用開始時の翌月請求であること。
- ・受注者は、一月ごとに履行が完了した業務に対し、回線ごとの利用状況（通信量等）を発注者に通知すること。回線数の通信量に、応じた金額を支払う。
- ・追加調達等で回線提供開始日が月の途中になった回線については、当月の通信回線の料金を日割で支払うこととする。

11 その他

(1) 基本事項

- ・すべての納入物品について、日本国内での利用を想定した製品であること。
- ・回線毎の月の通信量 (GB で小数第 2 位まで) が分かる資料を翌月末までに提供すること。

- ・社名及び担当者等が変更になった場合は、遅滞無く担当者に連絡すること。
- ・納入完了時に納品書を提出すること。

(2) その他

- ・各学校が SIM カードの挿入作業を行うことから、使用するルーター端末に合った SIM カード挿入時の簡単なマニュアルを作成すること。
- ・受注者が SIM カードの差替作業を行う際に出る旧 SIM カードは、受注者が適切に処分すること。
- ・仕様等に不明な点がある場合は、必ず入札前に担当に確認すること。

(別紙) 料金体系内訳書

内訳の想定

- ・貸出ルーターの最大 800 台
- ・初期登録単価×800 台
- ・1 時間のオンライン授業にかかる通信量をモバイルルーター1 台あたり 250～330MB とする。
- ・1 日 2 時間のオンライン授業として月最大 20 日授業をする。1 か月平均 10GB
- ・1GB までの通信料を 5.5 か月分利用
- ・1GB 超から 2GB までの通信料を 0.5 か月分利用
- ・2GB 超から 5GB までの通信料を各 1 か月分利用
- ・5GB 超から 9GB までの通信料を各 0.5 か月分利用
- ・9GB 超から 10GB までの通信料を 1 か月分利用

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。